四十五

分野　運輸業
小分野　道路運送業
産業分類　ＪＳＩＣ　四三一　一般乗合旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四三二　一般乗用旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四三三　一般貸切旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四三九一　特定旅客自動車運送業
ＪＳＩＣ　四四一　一般貨物自動車運送業
ＪＳＩＣ　四四二　特定貨物自動車運送業
ＪＳＩＣ　四四三　貨物軽自動車運送業
関連する義務　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二章及び第七章（以下この項において「法律」という。）
概要
投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
1　道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、かつ、国土交通大臣の許可を受け、又は同大臣に届出を行わなければならない。
2　一般乗用旅客自動車運送事業に関しては、国土交通大臣は、自らが「特定地域」として指定した地域及び「準特定地域」において当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量を超えないこととなるよう、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業計画の変更を認可しては、ならない。ただし、「準特定地域」については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量を超えないこととなる場合には、当該事業計画の変更を認可することができる。
3　一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に関しては、国土交通大臣は、自らが「緊急調整地域」として指定した地域において、これらの運送事業を営もうとする者に許可を与えてはならない。その指定は、当該地域における一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の供給輸送力がこれらの事業の需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に行われる。

四十六

分野　運輸業
小分野　運輸に付随するサービス業
産業分類　ＪＳＩＣ　四八五二　道路運送固定施設業
関連する義務　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四章
投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要の考慮に従う。

四十七

分野　運輸業
小分野　運輸に付随するサービス業
産業分類　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
関連する義務　内国民待遇（第八・十六条）
政府の段階　中央政府
措置　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章から第四章まで
投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
1　日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。
2　同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。

四十八

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
関連する義務　市場アクセス（第八・十五条）
内国民待遇（第八・十六条）
最恵国待遇（第八・十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）
概要
国境を越えるサービスの貿易
欧州連合構成国により日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、当該欧州連合構成国の外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。

四十九

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
関連する義務　内国民待遇（第八・八条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）
注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。
概要
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
投資の自由化
1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
2　審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注）
注　この概要において、この附属書の表の十一の項、十三の項、十五の項、三十七の項、四十三の項及び五十二の項及び五十四の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第一・五条の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。
3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
4　この留保の適用上、「水運業」とは、内航船舶貸渡業をいう。

五十

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
関連する義務　内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）
最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条）
政府の段階　中央政府
措置　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場へ寄港してはならない。